

バーチャルYouTuberの肖像権 —CGアバターの「肖像」に対する権利—

2020.7.4 情報通信学会

静岡大学 原田伸一郎
harata@inf.shizuoka.ac.jp

1. はじめに
2. 課題と方法
3. 「肖像」の意義 ー権利対象
4. 「肖像権」の態様 ー権利内容
5. おわりに ー肖像権のこれから

1. はじめに

- **バーチャルYouTuber (VTuberとも)**・・・生身の人間の姿ではなく、CGアバターの姿を通してインターネット上で動画配信などの活動をおこなう者。
- VTuberに対するプライバシー侵害や誹謗中傷などの**人格権侵害**と思われる事例も相次いでいる。
- 本報告は、その中でも**CGアバター**として表現されるVTuberの「**肖像**」に対して、その「**中の人**」が持ち得べき権利について、法理論的根拠を検討する。

■VTuberのアバターに生じている典型的な問題

- ① 第三者によるアバターの不正・不適切な利用
「なりすまし」、性的・暴力的・差別的・政治的な言動をする「自己の姿」が捏造される。
- ② アバターがVTuber自身の著作物ではない場合、その利用に対する排他的支配権を自らが持てない事務所から独立・移籍すると、愛着ある自己のアバター（および名称）を継続して利用できなくなる。

☑ 「肖像権アプローチ」

VTuberのCGアバターをその「中の人」の「肖像」と捉え、その利用を肖像権の支配下に置く可能性を模索する。CGアバターに対するコントロールを、本人の人格権の範疇あるいは延長線上に捉える。

☐ 「著作権アプローチ」

CGアバターは「著作物」に該当するので、著作権・著作人格権により保護される。しかし、VTuber自身が著作者・著作権者でない場合、VTuber（肖像本人）の権利・利益は十全には保障されない。

■これまでの判例・学説における「肖像権」の理解を確認しつつ、その「権利対象」と「権利内容」の2つの拡張の可能性を検討する。

- ①「肖像」とは何か・・・VTuberのCGアバターを「中の人」の「肖像」と捉えることが可能か
- ②「肖像権」とは何か・・・CGアバターの第三者による利用を排除し、また自身が利用し続ける権利を「肖像権」の権利内容に含めることが可能か

(1) 写真

○最大判昭和44年12月24日（京都府学連事件）

何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（略）を撮影されない自由を有するものというべきである

○最判平成17年11月10日（和歌山毒カレー事件法廷写真・イラスト事件）

人は、みだりに自己の容ぼう等を撮影されないということについて法律上保護されるべき人格的利益を有する

人は、自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない人格的利益も有すると解するのが相当である

(2) イラスト画・似顔絵

○最判平成17年11月10日（和歌山毒カレー事件法廷写真・イラスト事件）

人は、**自己の容ぼう等を描写したイラスト画**についても、これをみだりに公表されない人格的利益を有すると解するのが相当である

○東京高判平成15年7月31日（新ゴーマニズム宣言事件）

○知財高判平成27年8月5日（裸イラスト合成事件）

(3) 胸像

○東京地判平成3年9月27日（田中角栄胸像事件）

一般的には、人格的利益の一つとして、人は自己の肖像を無断で制作、公表されない利益を有（する）

胸像は写真とは本質的に異なり、その制作、展示の目的、形態においてその人のいわば分身として、その全人格を具体的に表象するものである）

→ならば、3Dプリンターで制作したフィギュアは、よりいっそう本人の「肖像」に当たるはず。

(4) CG

本人を描いたイラスト画・似顔絵も「肖像」に当たるのなら、本人をリアルに再現したCGは、当然「肖像」に当たるはず。

- 「AI美空ひばり」・・・故人であるが、あたかも本人が歌唱・発言しているように再現
- 「レディ・プレイヤー1」
「Detroit: Become Human」・・・俳優の演技をモーションキャプチャー技術により記録し、CGアバターとして再現した映画やゲームソフト

(5) VTuberのCGアバター

- 人の姿をリアルに再現したCGが「肖像」に該当することは当然認められる。
- では、人の生身の姿を直接捉えた・反映したものと一般に言えないVTuberのCGアバターも、「中の人」の「肖像」に当たるのか。「中の人」の実際の性別・年齢とはまったく異なる容貌のアバターや、動物・架空生物のアバターを用いるVTuberもいる。
- それは、もはや「人の肖像」ではなく、「物」「キャラクター」の肖像ではないか。そもそも「**物の肖像権**」は成立するか。

○最判平成16年2月13日（ギャロップレーサー事件）

→物の（名称の）パブリシティ権を否定。

○最判平成24年2月2日（ピンク・レディー事件）

→パブリシティ権を「**人格権に由来する権利の一内容を構成するもの**」と判示。

→人格を持たない、「人」ではない、物やキャラクターには、肖像権は成立しない。

- 本人の生身の姿・素顔を直接反映していなくても、なお本人の「肖像」と認められる場合があり得る。
ex. 後ろ姿、上着をすっぽりかぶった姿、デーモン閣下、マスクドプロレスラー
- 本人の実際の姿を表しているか・似ているかではなく、**本人を識別・特定するもの**が、その人の「肖像」であるとも考えられる。
- CGアバターが「**自己の身体の延長**」「**自己の人格の投影**」と捉えられるのであれば、それを「中の人」の「肖像」の一つと捉えることはむしろ自然。

- 「肖像権」の3類型（五十嵐清『人格権法概説』ほか）
 - ① 自己の肖像の作成（とくに写真撮影）を禁止する権利
 - ② 作成された肖像の公表を禁止する権利
 - ③ 肖像を営利目的で利用することを禁止する権利

■ 本報告における理解・整理

肖像権（肖像コントロール権）

├ 肖像プライバシー権（①②）

├ 肖像パブリシティ権（③）

└ ??（新しい肖像権の権利類型）

■VTuberなどCGアバターを用いて活動する者に求められる肖像権の新たな権利類型の提案

④自己の「肖像」としてのアバターを第三者が不正に利用することを排除する権利

→「肖像専属利用権」

⑤自己の「肖像」としてのアバターを自身が利用し続ける権利

→「肖像継続利用権」

(1) 「肖像専属利用権」

- 自己の「肖像」としてのCGアバターを第三者が不正に利用すること、すなわち「自己の姿」で自己以外の者が活動することを排除する権利。
- 自己が用いるCGアバターが無断で複製され、それを利用して第三者が活動をおこなうと、本人自身の活動との区別が付きにくくなり、他者の認識における自己の同一性が侵される。
- 中澤佑一弁護士の提唱する「**アイデンティティ権**」（他者との関係において人格的同一性を保持する利益）と類似する（「なりすまし」には限定しない）。

(2) 「肖像継続利用権」

- 自己の「肖像」としてのCGアバターを、(著作権等に対抗してでも)自己の「肖像」として利用し続ける権利。
- VTuberは、プロや所属事務所が制作したCGアバターを利用することが多い。その著作権の譲渡を受けられることは少ないし、それでも**著作者人格権**は著作者側に残る。事務所を独立・移籍すると、アバターの利用継続が困難になり、変更を強いられる。
- 芸能人の芸名使用問題(加勢大周、能年玲奈)と類似するが、肖像変更は氏名よりも切実かもしれない。

5. おわりに -肖像権のこれから

- 「一億総アバター社会」とも言われるように、近未来社会において、誰もが自己の分身としてのCGアバターを服のように着て活動する機会は増えると思われる。すでにオンラインゲームやVR空間においては当然のようにアバターは利用されている。
- 必ずしも生身の姿だけが、自己のアイデンティティが投影される「肖像」ではない。新しい時代の肖像権は、「写真撮影の拒否」という典型的類型にはとどまらない。新たな「肖像」の定義や保護のあり方を検討することは急務である。

参考文献

- 五十嵐清『人格権法概説』（有斐閣、2003）
- 大家重夫『肖像権〔改訂新版〕』（太田出版、2011）
- 大山顕『新写真論：スマホと顔』（ゲンロン、2020）
- 齊藤邦史「肖像情報に関する権利利益の諸相」情報通信学会誌30巻3号（2012）
- 曾我部真裕「自己像の同一性に対する権利」について」法学論叢167巻6号（2010）
- 佃克彦『プライバシー権・肖像権の法律実務〔第2版〕』（弘文堂、2010）
- 内藤篤=田代貞之『パブリシティ権概説〔第3版〕』（木鐸社、2014）
- 中澤佑一『インターネットにおける誹謗中傷法的対策マニュアル〔第3版〕』（中央経済社、2019）
- 村上孝止『勝手に撮るな！肖像権がある！〔増補版〕』（青弓社、2006）
- 漱石アンドロイド共同研究プロジェクト編『アンドロイド基本原則：誰が漱石を甦らせる権利をもつのか？』（日刊工業新聞社、2019）
- Melville B. Nimmer, *The Right of Publicity*, 19 LAW & CONTEMP. PROBS. 203 (1954)
- William L. Prosser, *Privacy*, 48 CALIF. L. REV. 383 (1960)